

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です

PCBを探して います!

期限までに
適正な処分を!

PCBの
処分
期限



変圧器・コンデンサー
■高濃度 令和4年3月末まで
■低濃度 令和9年3月末まで
照明器具の安定器
令和5年3月末まで

WANTED



PCB含有廃コンデンサーの例

PCBを含む可能性がある主な機器

変圧器



昭和47年以前の製造は要注意!

コンデンサー



蛍光灯器具



昭和52年以前の建物等是要注意!

水銀灯器具



※平成5年までに製造された変圧器や平成2年までに製造されたコンデンサーには低濃度PCBが含まれていることがあり、含有の有無は絶縁油を分析して調べる必要があります。

ステップ1 確認

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは？

昭和20年代後半～50年代前半にかけて、変圧器、コンデンサー及び蛍光灯器具などの電気機器の絶縁油として広く使用されていました。昭和43年のカネミ油症事件を契機に有害性が明らかになったことから、PCBの製造は禁止されましたが、当時製造されたPCBを含有している電気機器は、今も皆さんの身近なところで、保管・使用されている可能性があります。

現在使用中の機器であっても、期限までに廃棄・処分しなければなりません。
昭和55年までに製造・販売されたX線装置（レントゲン装置、X線回折装置）、溶接機及びエレベーター制御盤についても、PCB含有コンデンサーが内蔵されている可能性があります。保有する医療機関、動物病院、教育機関、工場及びエレベーター設置建設物の所有者の方は、ご確認をお願いします。

確認については、直接メーカーにお問い合わせください。また、一般社団法人日本溶接協会及び一般社団法人日本画像医療システム工業会のホームページでは、加盟する各社の情報について確認できます。



ステップ2 届出 保管

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を所有、保管または処分した事業者は、管轄の環境管理事務所に届け出ることが義務付けられています。

ステップ3 処理

専門業者に運搬と処分を委託します。

	処分対象	処分施設
高濃度PCB	コンデンサー(重量3kg以上) 変圧器	JESCO東京事業所 03-5765-1935
	照明器具の安定器 小型電気機器（重量3kg未満）	JESCO北海道事業所 03-5765-1197
低濃度PCB	微量PCB混入の可能性がある 廃電気機器など	無害化処理認定施設

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度のPCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処分費及び収集運搬費等について料金が軽減される場合があります。
一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当（0120-808-534）にお問合せください。

このパンフレット
に関するお問合せ

埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課
さいたま市浦和区高砂3-15-1
☎ 048-830-3148
✉ a3120-02@pref.saitama.lg.jp

詳しくはこちら▼
PCB早期処理 検索
令和3年6月発行